

奈良県立万葉文化館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十四号

奈良県立万葉文化館管理規則の一部を改正する規則

奈良県立万葉文化館管理規則（平成十三年七月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に奈良県立万葉文化館条例（平成十三年三月奈良県条例第四十号）第四条の規定により使用の承認を受けている者の当該使用の承認に係る設備等の使用及びその使用料の額については、なお従前の例による。